

4. 地域生活支援事業

自立支援医療、補装具給付事業、介護給付、訓練等給付は法の制度に基づき実施しますが、地域生活支援事業は、町の事業として実施します。従って、他市町村と制度内容が異なります。

サービスの種類	対 象 者	内 容
相談支援事業	在宅の障がい者や障がい児の保護者又は介護を行う者等。	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報等の提供を行います。また、福祉サービスの利用計画を作成し、福祉サービスの円滑な利用を支援します。 町は次の事業所に事業委託を行っています。 ・サポートセンターおおち
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者。	障がい者とその他のものの意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣を行います。団体、個人利用とも派遣費用は無料です。
日常生活用具給付	在宅の重度障がい者	在宅の重度障がい者に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。 負担上限月額「所得を判断する際の世帯の範囲」は補装具と同じです。 同じ給付種目がある場合は、介護保険制度が優先します。 原則、耐用年数期間内は給付できません。
住宅改修費給付事業	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する方で、障がい程度等級1～3級の方（特殊便器については上肢障がい2級以上でも可）。	在宅の重度障がい（児）者が、段差解消などの住環境の改善を行う場合の、用具の購入費及び改修工事費を給付します。 給付の額は、対象経費（助成上限額20万円）のを給付します。 原則、給付は1回で、改修の前に申請が必要です。（事後申請は対象になりません。） また、介護保険制度の住宅改修費給付事業が優先します。
移動支援事業	障がい者（児）であって、屋外での移動に介助、支援が必要な者。	屋外での移動が困難な障がい者（児）について、外出のための支援を行います。 社会参加、短期入所時の送迎、通勤、通学など。利用者負担は1割となります。
地域活動支援センター	障害者基本法に規定される障がい者の方	通所により、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供します。
日中一時支援事業	家族等の都合等により、日中の一時預かりが必要な障がい者（児）	障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者（児）の日中一時預かりを行います。
自動車運転免許取得助成事業	身体障がい者	身体障がい者が運転免許取得のための経費を助成します。 助成限度額 対象経費の2/3（上限10万円）
自動車改造費助成事業	身体障がい者	身体障がい者自身が、所有し運転する自動車を改造した場合、改造経費を助成します。 助成限度額 対象経費の全額（上限10万円） 助成には要件がありますので、詳しくはご相談ください。

《相談支援事業》

(1) 障害者相談支援事業の概要

地域の障がい者等（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児）の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。

(2) 指定特定相談支援事業者

相談支援事業所	住所	電話
サポートセンターおおち	美郷町粕渕 1 1 7 - 1	7 5 - 8 0 8 1

《地域活動支援センター》

障がい者が通所し、地域の中で労働、創作、作業活動等を行い、また日常生活指導等を受ける施設。※利用定員は 10 名程度です。

名 称	住 所	運営主体	電話
美郷町地域活動支援センター あおぞら	美郷町粕渕 1 1 7 - 1	(福) わかば会	7 5 - 8 0 1 3

【 所得を判断する際の世帯の範囲 】 (補装具・日常生活用具)

種別	世帯の範囲
1 8 歳以上の障がい者	障がいのある方とその配偶者
障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯 ※保護者が障がい者である場合は、保護者と配偶者

日常生活用具の種類

種 類	耐用年数	障 が い	性能等	基準額 (円)
頭部保護帽	3 年	療育手帳 A で、てんかん等の発作等により頻繁に転倒する 3 歳以上の知的障がい児 (者)	スポンジ・革製	15,200
			スポンジ・革・プラスチック製	36,750
T 字状・棒状のつえ	3 年	平衡機能、下肢機能、体幹機能、1、2、3 級。3 歳以上	木材製	2,200
			軽金属製	3,000
便 器 (手すり付)	8 年	下肢又は体幹 2 級以上。学齢児以上。	容易に使用し得るもの	4,450
特殊寝台	8 年	下肢又は体幹 2 級以上。18 歳以上。	頭部脚部の傾斜角度を調整できるもの	154,000
体位変換器	5 年	下肢又は体幹 2 級以上、学齢児以上 (下着交換等に介助が必要な者)	障がい者の体位を容易に変換できるもの	15,000
特殊尿器	5 年	下肢または体幹 1 級 (常時介護が必要な者)、学齢児以上	尿が自動的に吸引され、容易に使用できるもの	67,000
入浴担架	5 年	下肢または体幹機能障害 2 級 (入浴に介護が必要な者)、3 歳以上	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400
入浴補助用具	8 年	下肢または体幹機能障害で、入浴に介助を必要とする者、3 歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの。ただし住宅改修を伴うものを除く。	90,000
特殊便器	8 年	上肢障害 1、2 級、療育手帳 A で、訓練を行っても排便後の処理が困難なもの、学齢児以上	足踏みペダルにて温水温風を出せ、容易に使用できるもの。ただし住宅改修を伴うものを除く。	151,200
特殊マット	5 年	下肢又は体幹機能障害 1 級 (常時介護を要するもの)、18 歳以上 下肢又は体幹機能障害 1 級 (常時介護を要するもの) 及び療育手帳 A、3 歳以上 18 歳未満	じょくそうの防止や失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600
訓練いす (児のみ)	5 年	下肢または体幹機能障害 1、2 級	原則として付属のテーブルをつけるもの	33,100
移動用リフト	4 年	下肢または体幹機能障害 1、2 級、3 歳以上	移動させる際に容易に使用し得るもの。ただし天井走行型、住宅改修を伴うものを除く。	159,000
移動・移乗支援用具	8 年	平衡または下肢若しくは体幹機能障がい、家庭内の移動等において介助を必要とするもの (1、2、3 級)、3 歳以上	障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安全性を有するもの。転倒防止、立ち上がり動作・移乗動作の補助、段差解消等の用具	60,000

情報通信支援用具	4 年	上肢機能障がい又は肢体不自由 1、2 級、視覚障害 2 級以上	障がい者向けのパソコン周 辺機器やアプリケーション ソフト	100,000
訓練用ベッド（児の み）	8 年	下肢又は体幹機能障がい 1、2 級	腕又は脚の訓練ができる 器具を備えたもの	159,200
視覚障がい者用 ポータブルレコーダー	6 年	視覚障がい 1、2 級。学齢児以上	音声等により操作ボタンが知 覚又は認識でき、DAISY方 式による録音された図書の再 生が可能な製品で容易に使用 できるもの	
			録音再生	85,000
			再生専用	35,000
視覚障がい者用点字 タイプライター	5 年	視覚障がい者 1、2 級（就労中、就労見 込み、就学中の者）	容易に操作できるもの	63,100
視覚障がい者用 体温計 （音声式）	5 年	視覚障がい者 1、2 級のみの世帯、又は これに準ずる世帯 学齢児以上。	容易に使用し得るもの	9,000
視覚障がい者用 拡大読 書器	4 年	視覚障がい者であって本装置により文 字等を読むことが可能になる者 学齢 児以上	画像入力装置の上に置くこと で、簡単に拡大された画像をモ ニターに映し出せるもの	198,000
視覚障がい者用時計	10 年	視覚障がい 1、2 級の 18 歳以上のもの （音声時計は、手指の触覚障害のため触 読式時計の使用が困難なものを原則と する）	触読式	10,300
			音声式	13,300
歩行時間延長 信号機用小型送信機	10 年	視覚障がい 1、2 級 学齢児以上	容易に使用し得るもの	87,400
電磁調理器	6 年	視覚障がい 1、2 級（視覚障がい者のみ の世帯、これに準ずる世帯に属する） 18 歳以上	容易に使用し得るもの	41,000
視覚障がい者用体重計	5 年		容易に使用し得るもの	18,000
点字器（標準型）	7 年	視覚障がい 1、2 級 学齢児以上	標準型（真鍮）32 マス×18 行・ 両面書き	10,400
			標準型（プラスチック）32 マス×18 行・両面書き	6,600
点字器（携帯型）	5 年		携帯型（アルミ）32 マス ×4 行。片面書き	7,200
			携帯型（プラスチック）32 マス×12 行・片面書き	1,650
点字ディスプレイ	6 年	視覚障がい 2 級以上かつ聴覚障がい 2 級の重度重複障がいのある 18 歳以上	文字等のコンピューターの画 面情報を点字等により示すこ とができるもの	383,500

視覚障がい者用活字文 書読上げ装置	6 年	視覚障がい 2 級以上。学齢児以上。	文字情報と同一紙面上に掲載 された当該文字情報を読み取 り、音声信号に変換して出力 する機能を有するもので、視 覚障がい者が容易に使用でき るもの	99,800
聴覚障がい者用 通信装置 ※ファックスを含む	5 年	聴覚、発声・発語に著しい障がい を有する者で、コミュニケーション・緊急連絡 等の手段として必要な者（3 級以上）学 齢児以上	一般の電話機に接続できるも ので音声の代わりに、文字等 により通信が可能な機器であり、 容易に使用しうるもの	71,000
携帯用会話補助装置	5 年	音声・言語、 肢体不自由で、発声・発 語に著しい障がい を有する者。学齢児以上	携帯式で、言葉を音声又は文章 に変換する機能を有し、容易に 使用し得るもの	98,800
聴覚障がい者用情報受信 装置	6 年	聴覚障がい児・者のうち必要と認めら れる者（3 級以上）	字幕及び手話通訳つきの聴覚 障がい者用番組並びに、テレビ 番組に字幕及び手話通訳の映 像合成したものを画面に出力 する機能を有し、災害時の聴覚 障がい者向け緊急信号を受信 するもので、容易に使用できる もの	88,900
聴覚障がい者用 屋内信号装置	10 年	聴覚障がい者のみの世帯、これに準ずる世 帯に属する 18 歳以上の者（2 級）	音・音声等を視覚、触覚等によ り感知できるもの	87,400
透析液加温器	5 年	じん臓機能障がい 3 級以上で自己連続 携帯式腹膜灌流法による透析療法を行 う方。3 歳以上。	透析液を加温し、一定温度に保 つもの	51,500
火災警報器	8 年	障がい等級 2 級以上、療育手帳 A（火災 発生時の感知及び避難が著しく困難な 者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により 感知し、音又は光を発し、屋外 にも警報ブザーで知らせ得る もの	15,500
自動消火器	8 年		室内温度の異常上昇又は炎の 接触で自動的に消化液を噴射 し初期火災を消火し得るもの	28,700
酸素ボンベ運搬車	10 年	医療保険における在宅酸素療法を行う 18 歳以上の者	容易に使用し得るもの	17,000
ネブライザー	5 年	呼吸器機能障がい吸入加湿処置により、 呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要 な者（1、3 級）	容易に使用し得るもの	36,000
人工喉頭（笛式）	4 年	喉頭摘出者	容易に使用し得るもの	5,000
人工喉頭（電動式）	5 年			70,100

電気式たん吸引器	5 年	呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の者が必要と認められる者	容易に使用し得るもの	56,400
ストーマ用装具 (蓄便袋、蓄尿袋)	—	ぼうこう、直腸機能障がいにより人工肛門・人口膀胱を増設したもの		畜便袋 12,000
				蓄尿袋 12,000
紙おむつ	—	排便。排尿機能障がいがある者 ・ストマ装具が装着できない者 ・先天性疾患、神経性障がいに起因する高度の排便・排尿機能障がいがある者 ・先天性鎖肛のある者 ・脳性まひ等脳原性運動機能障がいのある者	紙おむつ、さらし、ガーゼ、脱脂綿	12,000
収尿器	1 年	脊髄損傷等により高度な排尿障がい（特に失禁など）がある者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置付のもの	
			男性（普通型）	7,700
			男性（簡易型）	5,700
			女性（普通型）	8,500
			女性（簡易型）	5,900
居宅生活動作補助用具（住宅改修）		下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）3 級以上の者（ただし特殊便器への取替えは上肢障がい 2 級以上でも可（原則 1 回限り）	障がい（児）者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000